

地方公共団体独自利用事務の検討状況の調査の必要性について

1. 番号法上の特定個人情報の提供の制限

- (1) 番号法第19条は、何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならないとして、特定個人情報を提供できる場合を限定的に列挙し、第14号において、「その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき」としている。
- (2) 番号法第19条第14号に基づき制定される委員会規則に規定されるものには、同法第9条第2項に基づき条例で定めた地方公共団体独自利用事務に関する情報連携が考えられる。

2. 検討

- (1) 地方公共団体における独自利用事務の検討スケジュールについては、25年8月に社会保障改革担当室が地方公共団体向けに示したスケジュールにおいて、26年に検討を行い、27年に条例制定となっていた。
- (2) 上記1. のとおり、地方公共団体独自利用事務に関する情報連携を行うためには、番号法第19条第14号に基づく委員会規則に当該事務を規定する必要があるが、同委員会規則については、上記スケジュールを踏まえ、26年度中に実態把握を行い、27年度以降に制定することが想定されていた。
- (3) しかしながら、現在、今般個人情報保護評価に関する規則、指針が公表（26年4月中旬の予定）されることに伴い、独自利用事務についても、番号法別表第二による情報連携と同じタイミングでのシステムの構築、改修を検討している自治体がある。
- (4) このため、委員会としては、27年度を待たずに番号法第19条第14号に基づく委員会規則の制定について検討する必要がある。

3. 対応方針案

- (1) 上記の検討を踏まえ、個人情報保護評価に関する規則、指針の公表と同時に、全国の地方公共団体における独自利用事務に関する検討状況について、実態把握のための調査を行いたい。
なお、社会保障改革担当室においても、番号制度の普及、促進の観点から番号の利用事務の実態について把握しておく必要があるとしていることから、同室と共同で調査を行いたい。

(2) 調査項目

- ① 独自利用事務に関する条例制定の予定の有無

(以下、①で有と回答した自治体について)

- ② 条例の制定時期
- ③ 独自利用事務の内容
- ④ 当該地方自治体以外の者との情報連携の有無
- ⑤ (④で有と回答した場合) 情報提供ネットワークシステムの利用の有無